

地方版総合戦略の検証・見直しについて

令和 7 年 6 月 19 日

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局

地方版総合戦略の位置づけ（まち・ひと・しごと創生法の概要）

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
まち・ひと・しごと
創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
（第8条）

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

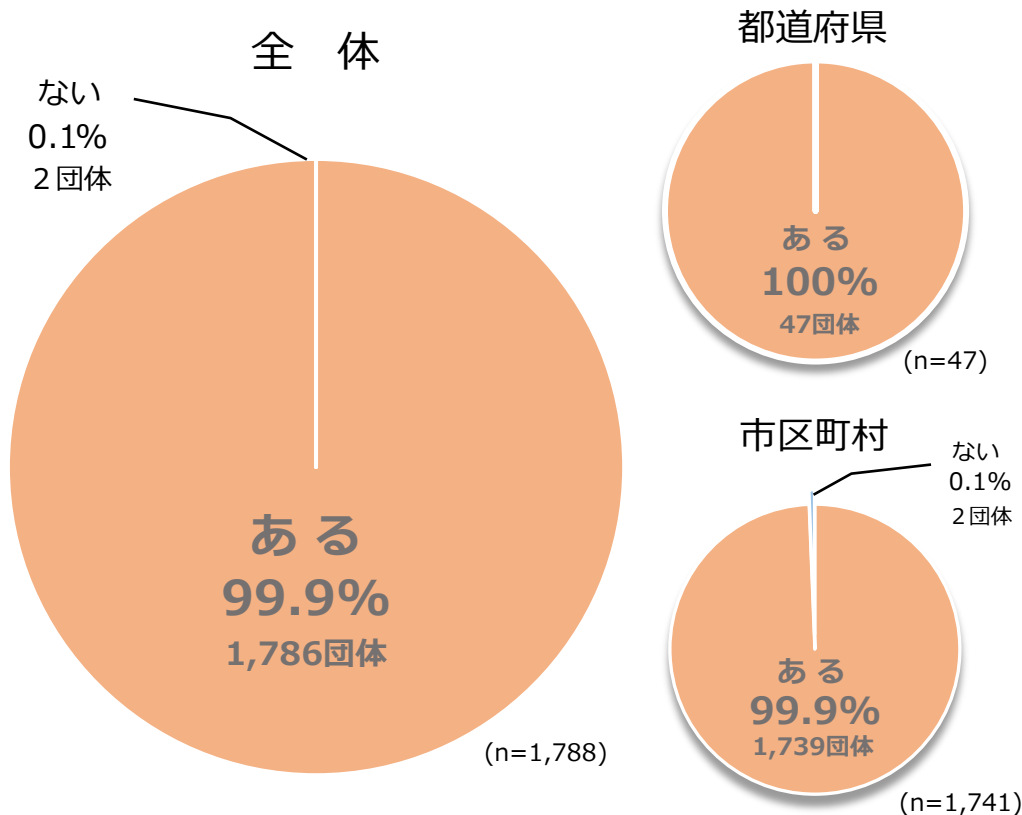
内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

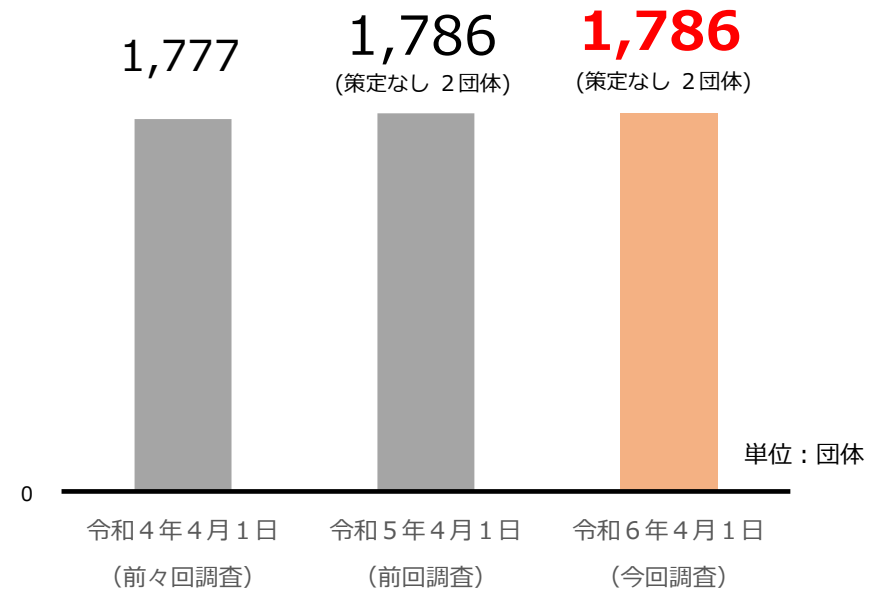
地方版総合戦略の策定状況

- ほぼ全ての地方公共団体において、地方版総合戦略が策定されており、各地域の実情に即した切れ目のない地方創生の取組が推進されている。

地方版総合戦略の策定有無の状況



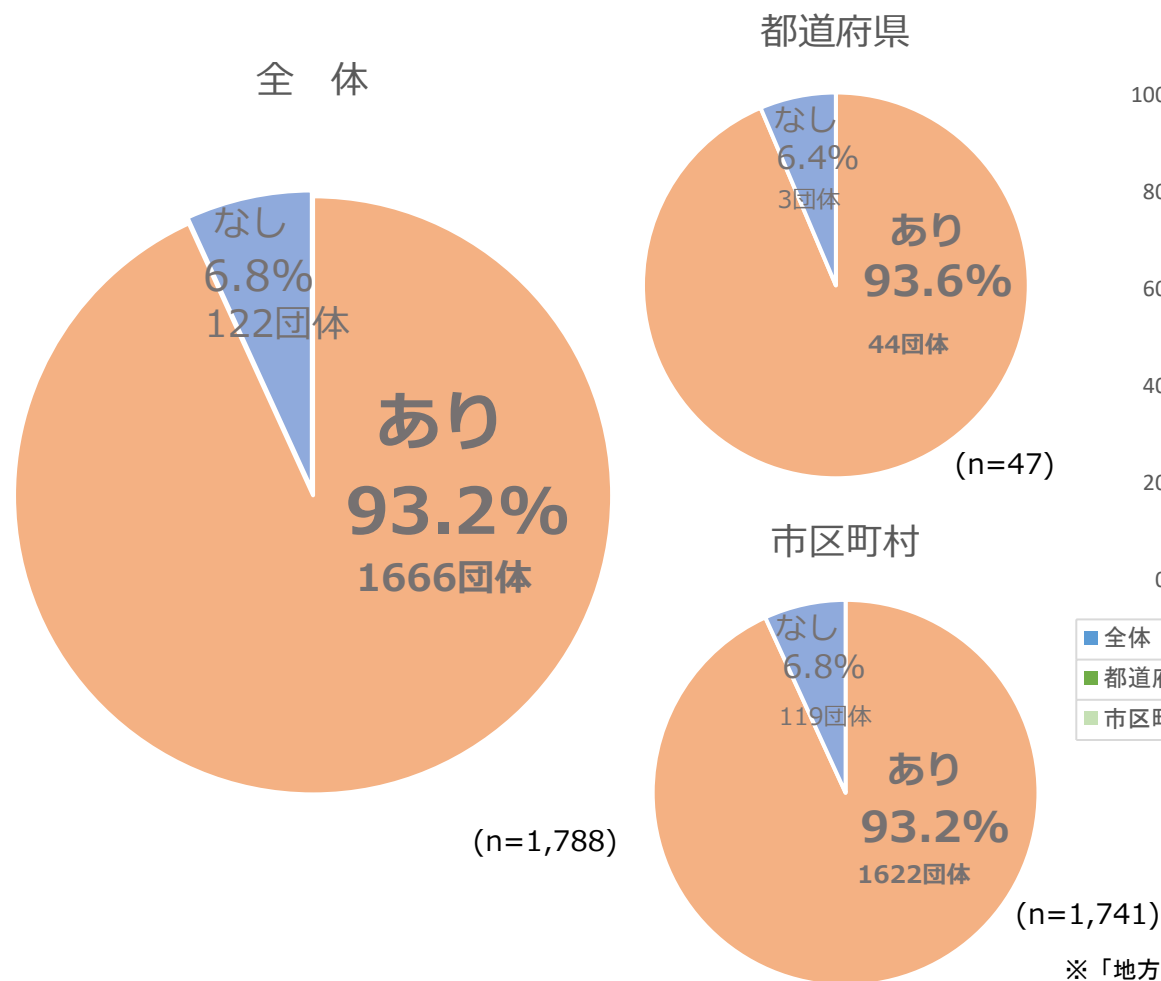
策定状況の推移



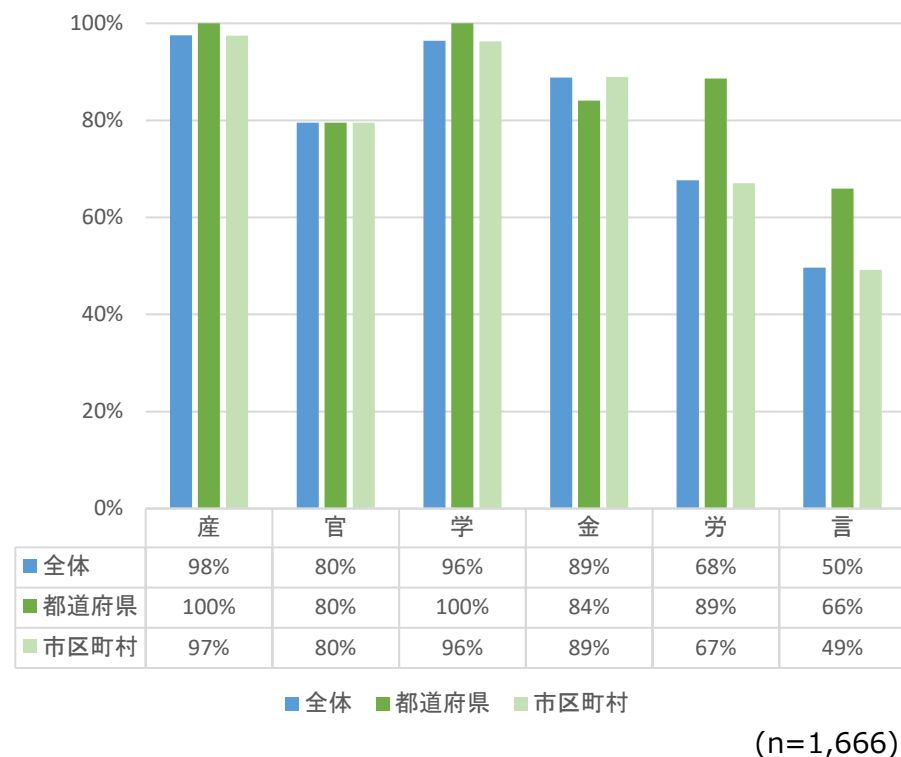
推進組織・効果検証組織の設置

- 地方版総合戦略の策定・効果検証にあたり、外部有識者等が参画する推進組織又は効果検証組織を設置している地方公共団体は、93.2%となっている。
- 外部有識者等の参画状況をみると、9割を超える地方公共団体で「産」「学」が参画している。

外部有識者等が参画する推進組織等の設置状況



産官学金労言の参画状況（複数回答）



地方創生2.0を推進する取組の早期着手及び地方版総合戦略の検証・見直しについて（1/2）

【閣副第462号・府地創第249号】「地方創生2.0を推進する取組の早期着手並びに都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略

及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証・見直しについて」（令和7年6月16日付け通知）の別添資料

- 令和7年6月13日、今後10年間を見据えた「地方創生2.0」の方向性を示す「基本構想」を閣議決定。
 - 国は、「基本構想」で示した方針を踏まえ、地方創生2.0の取組に早急に取り掛かるとともに、「目指す姿」の実現に向けた具体的な施策を記述した「総合戦略」を年内に策定する。
 - 地方公共団体においては、今後、基本構想を参考に、下記①及び②に取り組むことが求められる。
 - ① 地方創生2.0を推進する取組の早期着手
 - ・ 基本構想において、「政策パッケージ（基本構想 第3章 6）」として、国が、速やかに取り組む政策やプロジェクトについて、当面の具体的な取組目標とあわせて盛り込んでいるため、ご参照ください。
- ＜留意事項＞

 - ・ 好事例を参考とする場合、先進的な取組の成果を、そのまま他地域に模倣・移植するという「コピー」の考え方ではなく、各地域の特性や資源、課題に応じて柔軟に取り入れることが重要である。
- ② 地方版総合戦略の検証及び見直し
 - ・ 地方公共団体は、国の「総合戦略」を勘案し、地方版総合戦略の策定に努めることとされている。
 - ・ 「地方創生2.0」は、10年前の「地方創生1.0」の単なる延長ではないため、地方版総合戦略の策定（改訂）には、一定の準備期間を要すると見込まれる。そのため、総合戦略の策定前から、基本構想をもとに検証・見直しを進めることが重要である。

（次ページに続く）

②地方版総合戦略の検証及び見直し（続）

- ・ 具体的には、基本構想の「これまでの地方創生10年の成果と反省（基本構想 第2章 4）」、「目指す姿（基本構想 第3章 1）」「地方創生2.0の基本姿勢・視点（基本構想 第3章 2）」を参考に、地域の多様なステークホルダー、若者や女性を巻き込み、各団体におけるこれまでの10年間の取組の成果と課題の検証・現行の地方版総合戦略の見直しに取り組むことが求められる。

<留意事項>

- ・ 当面の人口減少を正面から受け止めつつ、地域の産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等や、幅広い層の住民など、多様な主体が関わる機会を設けた上で、各団体のこれまでの10年間の取組の成果と課題の検証・地方版総合戦略の見直しに取り組むことが求められる。その際には、多様な主体の「意見を聞く」ととどまるのではなく、議論を行うことが重要である。
- ・ 幅広い意見を聴取し議論を進めるため、地方版総合戦略の議論の場には、若者や女性の参画の確保に努めることが重要である。多くの地方公共団体において、地域住民や産官学金労言士等で構成する組織体が設けられているが、本観点も踏まえ、体制整備に努めることが重要である。
- ・ また、広域自治体である都道府県には、まずは、市町村に先行して、都道府県版総合戦略の評価・検証を進めることが求められる。

○ また、国においては、自治体職員向け説明会を実施するなど、各団体の取組が進むよう、必要な支援を行う。

(参考) 地方創生2.0「基本構想」の構成

〇はじめに (第1章 p.1-2)

- ・2014年に「地方創生」を開始して以降、様々な好事例が生まれたことは、大きな成果である。一方、好事例が「普遍化」することではなく、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかった。
- ・人口減少が進む今、人口増加期に作り上げられた経済社会システムを検証し、中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換が必要。「地方創生2.0」は、10年前の「1.0」ではなく、全く新しいものであり、「地方創生2.0」を「令和の日本列島改造」として、力強く進めていく。

〇まず、地方創生10年の成果と反省を行った (第2章 p.3-14)

- ・成果のほか、これまでの国の総合戦略のKPIの進捗状況等も踏まえ、4点の反省すべき点等、振り返りを行った。
- ・また、振り返りに際しては、当事者(※)を巻き込んだ議論も行った。 ※例えば、生まれ育った地元を離れる決断をした若年層の女性たち等

〇そして、次の10年を見据え、「目指す姿」を提示 (第3章 1 p.15-19)

- ・地方創生2.0は、国と共に、地域の住民や産官学金労言士等が一体となって実現を目指すものであり、「みんなで取り組むもの」、「みんなで実現を目指す社会像」である。そのため、目指す姿を共有し、共通の理解の下で進められることが重要。
→目標:「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創る。14個の定量的な目標を提示。

〇各関係者が、総合的に取組を推進するために、「1.0」の反省を踏まえ、「基本姿勢・視点」を6つ提示 (第3章 2 p.20-26)

- | | |
|---------------------------|--------------------------------------|
| (1) 人口減少を正面から受け止めた上での施策展開 | (2) 若者や女性にも選ばれる地域づくり |
| (3) 異なる要素の連携と「新結合」 | (4) AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装 |
| (5) 都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進 | (6) 好事例の普遍化(点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携) |

〇「目指す姿」を創出するため、「基本姿勢・視点」を踏まえつつ、5本柱により「地方創生2.0」を力強く展開 (第3章 3 p.27-28)

- | | |
|--|--|
| (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 | (2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～ |
| (3) 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～ | |
| (4) 新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用 | (5) 広域リージョン連携 |

〇地方創生2.0の推進に向けて、各主体が果たす役割 (第3章 4 p.29-34)

- ・地域の多様なステークホルダーが「みんなで取り組む」ことが必要なため、役割分担に基づき、各主体が相互理解と信頼の下、推進していく。
(1) 国の役割 (2) 地方公共団体の役割 (3) 地域のステークホルダーの役割

〇今後の進め方 (第3章 5 p.35)

〇政策パッケージ (第3章 6 p.36-66)